

イギリスの EU 離脱に伴う 欧州保険業界への影響と対応について

主席研究員 水越 秀一

目 次

1. はじめに
2. 国民投票以降の経緯
 - (1) イギリス政府の対応
 - (2) EU の反応
3. 保険業界関係機関が注目している課題
 - (1) パスポート制度
 - (2) 規制監督体制
 - (3) 人材の確保
 - (4) 既存契約の保護
 - (5) 経過措置期間
 - (6) 個人情報 の EU 域外移転
4. 各国の保険関連機関の対応
 - (1) イギリス保険業界の対応
 - (2) EU 保険業界の対応
5. 保険事業者の分類ごとの影響
 - (1) イギリスに拠点を置き、パスポート制度に依存している保険事業者
 - (2) 他の EU 加盟国に子会社を持つ保険事業者
 - (3) 他の EU 加盟国の保険事業者がイギリスで保険契約を提供している場合
6. わが国を含む第三国の保険会社
7. おわりに

要旨

EU 離脱に関するイギリスの国民投票が行われてから 1 年が経過した。**Brexit** は EU がはじめて経験する加盟国の離脱であり、離脱実現に至る道筋や具体的な手続きに関する見通しは不透明である。

本稿では、イギリスの EU 離脱に伴う欧州保険業界への影響と対応の状況を中心に紹介する。

イギリスの大手保険会社は、他の EU 加盟国に子会社を保有して、現地で規制監督当局の認可を受けている場合が多く、**Brexit** によってパスポート制度が消失しても短期的にはそれほど大きな影響は受けないと見込まれる。これに対して中小の保険ブローカーは、パスポート制度消失後の対応が難しい。一方 EU 側では、規制監督当局が **Brexit** に向けた具体的な **FAQ** を準備する等実務的な対応が始まっている。

中長期的な視点からは、イギリスの経済環境の悪化と、イギリス国内の保険市場におよぼす悪影響について考慮する必要があるとの指摘もある。

Brexit が欧州保険市場に与える直接的な影響と合わせて、中長期的な欧州経済全体の動向が顧客企業の業績を通して保険業界に与える間接的な影響についても注視していく必要があるだろう。

1. はじめに

2016 年 6 月にイギリスで EU 離脱の是非を問う国民投票が行われ、僅差で離脱派が勝利してから 1 年が経過した。この間、様々な経緯を経たものの、最終的にイギリス政府は EU 離脱（ブレグジット：以下「Brexit」）の方針を固めた。2017 年 3 月 29 日、メイ首相は、EU に対して正式に離脱の意思を通知し、リスボン条約第 50 条に基づいて、2 年間の離脱交渉期間が始まっている。

Brexit は、EU が初めて経験する「加盟国の離脱」であり、離脱の実現に至る道筋や具体的な手続きに関する見通しは不透明な状況にある。しかし、国民投票から 1 年を迎える現時点において、Brexit に向けてのイギリス政府と EU 側の動きや、欧州保険業界への影響と対応状況を整理しておくことは、今後の欧州経済と保険市場の動向を見通すうえで、わが国の保険業界にとっても重要であると考ええる。

Brexit により、イギリスが EU 単一市場から離脱し、EU 域内での自由な取引環境を維持できなくなる可能性が高まっていることは、イギリスの主要産業のひとつである金融サービス業界にとって大きな懸念材料である。

保険業界については、イギリス側、EU 側双方とも Brexit による影響に関する情報は限られているが、国民投票以降、ABI や BIBA からイギリス政府に寄せられている要望や、EU 側から示されている意見等を通して、Brexit に向けて、欧州保険業界がどのような課題を認識し対応しようとしているかについて概要を整理した。

本稿が Brexit 後の欧州保険市場の状況や、わが国の保険市場への影響を検討するうえでの参考に資することを願う。

なお、本稿における意見・考察は、筆者個人の見解であり、所属する組織を代表するものではないことをお断りしておく。

2. 国民投票以降の経緯

2016 年 6 月のイギリス国民投票以降、2017 年 6 月末までの Brexit をめぐる動向を確認する。

(1) イギリス政府の対応

前のイギリス首相であるデービット・キャメロン氏は、国民投票の結果を受けて首相を辞任した。代わって首相に就任したテリーザ・メイ氏は、僅差ではあるが EU 離脱という国民投票の結果を尊重するとして Brexit に向けた準備を進めてきた。2017 年 1 月 17 日に演説で EU 離脱交渉を進める上での方針を示し、議会の承認を経て、イギリス国内で EU を離脱することが正式に決定された。

メイ首相は、EU 離脱交渉にあたって「不利な合意をするより、何も合意しないほうがまし」との考え方を示しながらも、具体的な方針の中では、EU との新たな関係の構

策を目指す意思を示した。離脱方針演説で示された課題は図表 1 のとおりである。

この演説では、自由な取引の環境は追求するものの、基本的には EU 単一市場への参加権を棄て、イギリス固有の司法管轄権の回復と移民管理の強化を優先するという意思が示されている。EU 単一市場からの離脱も包含した EU 離脱方針は強硬離脱（ハード・ブレグジット：Hard Brexit）という。強硬離脱を示す部分を以下に示す。

○ イギリス固有の司法管轄権の回復

イギリス固有の司法管轄権を回復させ、イギリスでの EU 司法裁判所の司法管轄権は停止させる。これによって、イギリスの立法権がイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドに戻り、イギリス国内に関する司法判断は EU ではなく、イギリスによって行われるようになる。

○ 移民管理の強化

イギリスは就職や教育に関して魅力的な国であり、Brexit 後もそうあり続ける。優秀な人材に対して国際的に開かれた国であることはイギリスの大切な特徴である。しかし、過去 10 年間、イギリスへの移民は記録的な増加を示している。社会保障制度が圧迫されているため、EU から流れ込む大量の移民を制限しなければならない。このため移民管理を強化する。適切な管理の下で行われる入出国手続き、移民手続きこそがイギリスの国益に資すると考える。

○ 欧州市場との自由貿易協定の締結

欧州市場との間で、幅広く意欲的な自由貿易協定の締結（EU 市場との特別な関係）を目指す。この協定によって、イギリス企業は欧州市場で可能な限り自由に取引を行え、同様に、EU 加盟国企業もイギリス市場で自由に取引を行えるようにする。

イギリスと EU 加盟国との間で、製品やサービスの貿易が可能な限り最大限自由に行える協定を目指す。ただし、これは、EU 単一市場に残留するという意味ではない。EU 単一市場に残るためには、人、物、資本、サービスの移動の自由を満たさなければならないが、これでは「移民管理の強化」が難しくなる。また、EU 単一市場に残れば EU の規則に従わなければならないので「イギリス固有の司法管轄権の回復」を実現できない。つまり、EU を離脱することは、EU 単一市場を離脱することである。イギリスは、あらためて自由貿易協定の締結を目指すということである。

ただし、自動車や、金融サービス等、イギリスと EU が既に長年同じ規則で取引を進めてきた分野では、最初から規則を作り直すことは無駄なので、現行の EU 単一市場の規則を取り入れることにしたい。

「欧州市場との自由貿易協定の締結」の最後の部分では、金融サービスを含めたイギリス経済を支える重要産業については「特別な関係」を追求する余地も残した形になっている。

この後、イギリスが3月29日に正式な離脱の意思をEUに通知したことによって、リスボン条約50条に定められた2年間の離脱交渉期間がスタートした。

メイ首相はEU離脱交渉に向けて国内体制を整える目的で4月18日に総選挙の前倒し実施を表明したが、6月8日の投票では意図に反してメイ首相率いる保守党が議席数を減らし、過半数割れとなってしまった。メイ首相は北アイルランドの少数派政党との連立に目処を付けたが、イギリス政府は、議会の意思決定力や結束力を欠いたまま、6月19日からの離脱交渉に入っている。

図表1 メイ首相が示したEU離脱の重点課題

1) 離脱交渉の見通しの確保
2) イギリス固有の司法管轄権の回復
3) イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの連合強化
4) アイルランド国境の管理
5) 移民管理の強化
6) EU市民、イギリス市民の権利保護
7) 労働者の権利保護
8) 欧州市場との自由な貿易協定の締結
9) EU域外との新たな貿易協定の締結
10) 科学技術開発拠点としての地位の維持向上
11) テロ、犯罪防止における欧州協力体制の維持
12) 秩序あるEU離脱

(出典：イギリス政府開示資料をもとに作成)

(2) EUの反応

2017年3月29日の正式な離脱通知を受けて、EU側からは厳しいコメントが相次いだ。

EUのトゥスク大統領は、「どちらも勝ち取るものはない。本質的にはEUのダメージ・コントロールだ」と述べ、欧州理事会は、「(イギリス以外の)EUは一体で行動し、その利益を守る」との声明を発表した。

イギリスの国民投票でBrexitが決まった当初は、離脱の連鎖やEU統合に懐疑的な政治勢力の動きが懸念されていたが、2017年に入ってから、既にオランダ、フランスの選挙で、EU統合に懐疑的な候補者を抑え、EU統合推進派が勝利している。また、秋に行われるドイツの連邦議会選挙についても、現状ではメルケル首相の与党勢力が有利とされている。各選挙を通してEU統合推進派の立場が固まることによって、EU側ではイギリスとの離脱交渉に当たって強気な姿勢で臨む条件が整ってきた。具体的な離脱交渉はほとんど進んでいないが、メイ首相の1月の演説や、3月の正式な離脱通知に含まれた「いいとこどり」の離脱方針に対しては、否定的な姿勢が示されている。

なお、イギリスでは6月8日の総選挙での保守党議席過半数割れを受けて、強硬離脱路線から穏健離脱(ソフト・ブレッグジット: Soft Brexit)路線への転換も議論されている。しかし、EU側から見れば離脱は離脱であり、イギリス国内の議論には左右され

ないものと見られる。

a. 離脱交渉と自由貿易交渉

メイ首相は、EU 離脱交渉と合わせて、離脱後の自由貿易協定についての交渉も進めたい意向だが、EU 側は否定的である。イギリスに住む EU 加盟国の国民と EU 側で暮らすイギリス国民の権利保護や、イギリスが離脱決定前に合意していた EU 予算の分担金最大 600 億ユーロ（約 7 兆 7,000 億円¹）の支払い受入れ等、離脱交渉で一定の進展がなければ、離脱後の自由貿易協定の交渉には入らない姿勢を示している。EU 側で交渉を担当するバルニエ首席交渉官は「難しい問題を後回しにすれば交渉崩壊の危険を冒す」と述べている。また、リスボン条約 218 条で定めた EU の協定交渉の相手国としては、「第三国」しか想定されていないため、原則としてイギリスの離脱が完了し第三国になってからでなければ新たな貿易交渉には入れない、とする考え方もある。

b. 欧州市場とイギリスの「特別な関係」

EU は、残る 27 カ国の結束が揺らぐことを警戒している。イギリス政府は、強硬離脱の方針の下で、EU 単一市場からも離脱するとしているが、同時に、欧州市場との「特別な関係」（意欲的な自由貿易協定）を目指すともしている。EU 側では、これは、イギリスが実質的には EU 単一市場に残留したいと言っているのと同じことと受け止められている。

一方で、イギリス政府は移民管理を強化しようとしている。人の移動は EU の中心的原則である。EU 単一市場への参加条件であり、EU に加盟していないノルウェー等 EEA 諸国²が単一市場に参加できる条件にもなっている。移民管理を強化して EEA にも残留しない方針のイギリスを特別扱いすれば、他の EU 加盟国にも影響を及ぼすことになる。EU は、イギリスが EU 単一市場の恩恵をできるだけ温存しようと「いいとこどり」を狙うことは許さない姿勢である。

c. 経過措置期間、その他

交渉期間 2 年の延長にはイギリスを除く EU27 カ国すべての賛成が必要となるため、現段階では、2 年後の 2019 年 3 月以降の交渉期間延長は難しいと見る意見が一般的である。EU 側は、イギリス側と同じく、交渉期間が過ぎた後の経過措置期間の必要性については認めているが、経過措置期間の位置付けに関しては、イギリスが EU 加盟国としての権利と義務を継続する期間と認識しており、イギリスの考え方とは異なる。

このほか、EU 側は、すべての合意が成立するまで離脱交渉全体として合意しないこ

¹ 2017 年 6 月末時点の為替レートである 1 ユーロ=127.94 円で換算した。以下同様。

² 欧州経済領域（European Economic Area: EEA）には、EU 加盟国に加えてアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインの 3 カ国が参加している。

とや、イギリスと他の加盟国との間での個別交渉は認めないこと等も表明している。

こうした中、ヨーロッパ中央銀行（European Central Bank：ECB）も、イギリスに本拠を置く銀行に対して、他の EU 加盟国に子会社を設立する場合、手続きや審査に 1 年以上の時間が必要だとの声明を発表して、実質的に、離脱交渉を待たずに EU 側への移転手続きを開始するよう促している。

3. 保険業界関係機関が注目している課題

Brexit に関しては、イギリスおよび他の EU 加盟国の保険業界関連機関が、それぞれの立場から、様々な課題について意見を開示している。その中には、各機関に共通する課題と一部の機関が独自に認識している課題が混在している。

本稿での調査範囲は、英国保険協会（Association of British Insurers：以下「ABI」）、英国保険ブローカー協会（British Insurance Broker Association：以下「BIBA」）、ドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht：以下「BaFin」）、欧州保険仲介業連盟（European Federation of Insurance Intermediaries：以下「BIPAR」）と、保険会社数社に限られているが、ウェブサイト上の調査と、本稿の執筆に当たって行ったヒアリングで得られた情報をまとめると、図表 2 のような課題が浮かんでくる。

これらの課題の中でも、パスポート制度と規制監督体制についての関心が特に高い。続いて人材確保の問題や既存契約の保護の必要性等が挙げられている。また、個人情報保護については EU で新たに「一般データ保護規則」（General Data Protection Regulation：以下「GDPR」）が導入される予定であり Brexit 後は第三国となるイギリスとの個人データのやり取りは「域外移転」となること等が問題となる。

なお、EU 域内、域外の保険会社数社についてもウェブサイト上での調査を行ったが、Brexit の先行きに不透明な点が多いこともあって、調査した範囲では具体的な課題認識を開示している保険会社はなく、2017 年 6 月現在では、Brexit に備えてイギリス以外の EU 加盟国に子会社を設立すること、または、既に子会社があるので大きな影響はないこと等を開示している会社が数社あった程度である。

図表 2 保険関連機関が認識している課題

	ABI	BIBA	BaFin	BIPAR	ミュンヘン再保険
パスポート制度	○	○		○	○
規制監督体制	○	○	○		
人材の確保	○	○			○
既存契約の保護	○	○			
経過措置期間		○			
個人データの EU 域外移転	○				
その他	○				○

（出典：各種資料をもとに作成）

(1) パスポート制度

パスポート制度とは、EU 加盟国³のいずれか 1 カ国で規制監督当局の認可を受ければ、EU 域内全域での事業活動が認められるというものである。この制度を利用するに当たっては以下の 2 つの方式がある。

○ フリーダム・オブ・サービス (Freedom of Service : 以下「FoS 方式」)

EU 加盟国である本拠地から国境を越えて、他の加盟国に所在する顧客に直接サービスを提供。

○ フリーダム・オブ・エスタブリッシュメント (Freedom of Establishment : 以下「FoE 方式」)

顧客が所在する他の EU 加盟国に設立した支店を通じて顧客にサービスを提供。

企業は、自らの戦略に基づいて、いずれかの方式を選択、あるいは併用して、EU 域内で事業を展開することができる。

イギリスの金融サービス業界には、イギリス規制監督当局の認可を受けることでパスポート制度の権利を取得し、EU 単一市場で事業展開している金融サービス企業が少なくない。しかし、現状のままであれば、Brexit 後にイギリスが第三国となった際、パスポート制度が適用されなくなり、イギリスの金融サービス企業は、第三国の金融サービス企業と同じ立場に立つことになる。

a. EU 加盟国間のパスポート制度の利用状況

イギリスが EU 加盟国の地位にとどまっている現時点では、イギリスの金融規制監督当局は、2000 年金融サービス市場法 (Financial Services and Markets Act 2000: 以下「FSMA」) やイギリス規制監督当局の業務規則に加えて、EU 指令や EU 規制監督当局のガイドラインに則って金融サービス企業に認可を与えている。したがって、イギリスの金融規制監督当局から認可を受けた金融サービス企業は、パスポート制度に基づいてすべての EU 加盟国で顧客にサービスを提供することができる。

同様に、ドイツ、フランス、イタリア等のイギリス以外の EU 加盟国に本拠を置き、その加盟国で認可を受けた金融サービス企業も、イギリス国内で事業を展開することができる。

2016 年 12 月に開示された資料⁴によると、イギリスでの金融サービス業に係わるパスポート制度の利用状況は、図表 3 のとおりである。イギリス国内から他の EU 諸国に向けたパスポート、EU 加盟国からイギリス国内に向けたパスポート共に相当な数に

³ 欧州経済領域 (European Economic Area: EEA) についてもパスポート権を使った事業活動が認められている。

⁴ House of Lords, European Union Committee, “Brexit: financial services” (2016.12.15)

上がることが分かる。

中でも保険事業に係わる「保険仲介業務指令」と「ソルベンシー II 指令」では、パスポート制度を利用して他の EU 加盟国からイギリスに向けて事業展開する企業数が、イギリスから他の EU 加盟国に向けて事業展開する企業数を上回っている。このことから、イギリスのパスポート制度が消失した場合、イギリス以外の EU 加盟国における保険事業者（保険会社、再保険会社、保険仲介業務を行う事業者）にも無視できない影響が出ることが予想できる。

図表 3 EU 金融サービス業関連の EU 指令に係わるパスポート制度利用企業数

指令	イギリス →他の EU 加盟国	他の EU 加盟国 →イギリス
保険仲介業務指令 (IMD)	2,758 社	5,727 社
金融商品市場指令 (MiFID)	2,250 社	988 社
決済サービス指令 (PSD)	284 社	115 社
ソルベンシー II 指令	220 社	726 社
オルタナティブ投資ファンド・マネージャー指令 (AIFMD)	212 社	45 社
資本要求指令 IV (CRDIV)	102 社	552 社
電子マネー指令	66 社	27 社
譲渡可能証券の集団投資指令 (UCITS)	32 社	94 社
モーゲージ・クレジット指令 (MCD)	12 社	-

(出典：HOUSE OF LORDS, “European Union Committee, “Brexit: financial services”(2016.12.15)をもとに作成)

b. パスポート制度が適用されない第三国に対する同等性評価

Brexit 後のイギリスは、第三国として取り扱われるものと考えられる。EU に加盟していない第三国の企業はパスポート制度を利用できないことから、イギリスと他の EU 加盟国の間のパスポート制度も利用できなくなる可能性が高い。

金融サービス業に限らず、いずれの産業においても、関連する EU 指令の中に、第三国の企業が EU 域内で活動する際に一定の優遇措置を受けられる制度として「第三国制度」(Third Country Regime : TCR) が用意されている場合が多い。第三国制度の中心となる考え方は「同等性」(Equivalence) という概念である。欧州委員会 (European Commission) が当該第三国の特定の産業に対する規制監督制度について「第三国同等性評価」を行い、同等性ありと判定した場合、当該産業に属する企業は、自国の規制監督当局による認可を受ければ、パスポート制度と同じように EU 域内で自由なサービスの提供を認められる場合がある⁵。

イギリスは現在 EU 加盟国であり、イギリスの規制監督制度は EU の規制監督制度のひとつとして認められている。したがって、イギリスの規制監督制度が現状を維持す

⁵ ただし、後記 3.(1).b.(b)で説明するとおり、保険事業については、保険仲介業務指令、ソルベンシー II 指令のいずれにおいても、同等性評価をもって、パスポート制度の代替とすることはできない。

れば Brexit 後も同等性を認められる可能性が高い。

(a) 同等性評価に関する問題点

同等性とは、欧州委員会が、ある第三国のひとつの業界の規制監督体制を分析し、EU 指令が EU 域内の同じ業界に対して求めている規制監督体制と同等の水準にあるとみなせるか否かを判定するものがある。同等性評価は、欧州委員会によって

- 第三国の法律の整備状況や当局による規制監督の有効性
- それらの法律に基づく規制監督の結果が、EU による規制監督を当てはめた場合と同じ結果、あるいは同等と判断できる範囲内に達するか否か

といった観点から行われるが、この 2 つの観点以外に明確な基準はなく、個別案件ごとに欧州委員会の判断に左右される部分が多い。

イギリス金融サービス業界のロビー団体「The City UK」は、金融規制監督に関連する EU 指令についてイギリス規制監督制度の同等性が認められた場合、EU 域内で自由なサービスの提供を認められるかどうかを検証した。The City UK が委託した Brexit に係わる問題の調査報告書⁶では、次のような点が指摘されている。

○ 同等性評価の範囲

ある EU 指令を第三国にあてはめた場合、同等性評価はその EU 指令全体に対して行われるものではなく、EU 指令に含まれる各条文の一部について、評価するという形をとる。

○ 同等性の効果

同等性評価がひとつの EU 指令に対して部分的に行われるため、パスポート制度の代替にできるとは限らない。場合によっては、同等性評価をもって EU 域内で全面的にサービスの提供が可能になったり、別の場合には提供できるサービスや事業活動が限定されることもありうる。

○ 同等性評価の撤回

欧州委員会は、一旦同等性ありとした判定を後に撤回することができる。このため、同等性を認められた第三国の企業が EU 域内で安定的に事業活動を継続する上で、完全な法的根拠になるとは言い切れない面がある。

○ 同等性評価の空白期間（Brexit 特有の懸念 1）

前述のとおり、同等性評価は個別案件ごとに欧州委員会の判断に左右される。このため、特に Brexit に際しては、欧州委員会が第三国となるイギリスに対する同等性

⁶ Freshfields Bruckhaus Deringer, “The legal impact of Brexit on UK-based financial services sector” (2017.5)

を、前もって認定するとは考え難い。Brexit 実施後に空白期間が生まれる可能性がある。

○ 同等性評価を得るための近似度（Brexit 特有の懸念 2）

現状、イギリスは EU 加盟国であり、イギリスの規制監督体制は EU の規制として認められている。しかし、イギリスが Brexit を実施する目的は EU の規制から自由になるためにほかならない。したがって、イギリスは Brexit 後に自国の事情に合わせて規制監督体制を変更し、将来は EU の規制監督体制から離れて行くことになる。これに対して、同等性評価に明確な基準が無いことで同等性ありとの判定を得るためにどの程度の近似度を維持すればよいかが不明確である。

このような点から、金融サービス業界ではイギリスが第三国となった際に同等性評価を活用することはあまり現実的ではないとの考え方が広がっており、別途パスポート制度に代わる代替手段を求める意見が多い。

(b) 保険事業者に係わる EU 指令の同等性評価

図表 3 のとおり、保険仲介業務指令とソルベンシー II 指令に係わるパスポート制度は、イギリスと他の EU 加盟国の双方において、多くの保険事業者が利用している制度である。

The City UK が委託した Brexit に係わる問題の調査報告書では、保険仲介業務指令やソルベンシー II 指令について、同等性評価の効果について分析が行われているが、結果としては、いずれの EU 指令についても、同等性評価をもってパスポート制度の代替とすることはできず、EU 加盟国ごとに個別に認可を受けなければならないとされている。

ア. 保険仲介業務指令における同等性評価について

現行の保険仲介業務指令（Insurance Mediation Directive: IMD）は、保険仲介業務を行う事業者の対顧客業務と組織形態、規制監督体制等に関して規定している。しかしながら、同等性評価の考え方については規定されていない。保険仲介業務を営む第三国の事業者は、各 EU 加盟国ごとに規制監督当局の認可を受ける必要がある。

保険仲介業務指令は、2018 年 2 月に保険販売指令（Insurance Distribution Directive: IDD）に改定される⁷。改定予定の保険販売指令は、保険仲介事業者だけでなく、保険商品を販売する様々な事業者に適用されることになる。保険販売指令の下では、すべての保険販売事業者に自国の規制監督当局への登録が義務付けられる。

この保険販売指令においても保険仲介業務に関する同等性評価の考え方は規定さ

⁷ 金奈穂「欧州における保険仲介者の報酬」損保総研レポート第 118 号（損害保険事業総合研究所、2017.2）を参照願う。

れていない。さらに保険販売指令においては、「EU 加盟国が第三国の保険事業者をどのように扱うかについては規定しない」ということが明確に示されている。

現行の保険仲介業務指令でも、改定予定の保険販売指令でも、元々同等性評価の考え方自体が存在しない。したがって、第三国の保険仲介事業者が EU 域内で保険仲介業務を提供しようとする場合は、直接、目的の EU 加盟国ごとに規制監督当局の認可を受けなければならない。また、認可を受けた EU 加盟国以外の EU 加盟国で保険仲介業務を提供することはできない。EU 加盟国に支店を設置する場合にも、EU 加盟国ごとの認可が必要である。

Brexit にあたり、イギリスや他の EU 加盟国の保険ブローカー組織は、この点について懸念を抱いている。

イ. ソルベンシー II 指令における同等性評価について

ソルベンシー II 指令では、「グループ・ソルベンシー評価の同等性」「グループ監督体制の同等性」「再保険の監督に関する同等性」の 3 種類の同等性が規定されている。

ただし、ソルベンシー II 指令は保険会社の財務健全性に関する規制であり、保険契約の提供など保険会社の認可に関わる他の事項にはおよんでいない（図表 4 参照）。したがって、第三国の保険会社がソルベンシー II 指令に係わる同等性評価を得られたとしても、それだけで直ちに EU 域内で保険契約を提供することにはならない。

他に EU 域内での保険契約提供に関する EU 指令は存在しないので、第三国の保険会社が EU 域内で保険契約を提供しようとする場合、同等性評価は根拠にならないこととなる。EU 加盟国内で保険契約を提供したい第三国の保険会社は、EU 加盟国ごとに規制監督当局の認可を受けなければならない。また、認可を受けた EU 加盟国以外の EU 加盟国で保険契約を提供することはできない。EU 加盟国に支店を設置する場合にも、EU 加盟国ごとの認可が必要である（図表 5 参照）。

なお、わが国のように、「再保険の監督に関する同等性」が認められている場合、第三国の再保険会社が締結した再保険契約は、EU 加盟国の再保険会社が結んだ再保険契約と同等に扱われることになる。したがって例えば、EU 加盟国の元受保険会社が同等性を認められた第三国の再保険会社の再保険契約に参加した場合、EU 域内の再保険会社の契約に参加した場合と同等に取り扱われる。

しかしながら、「再保険の監督に関する同等性」は第三国の再保険会社に EU 単一市場で保険契約を提供することを直接認めるものではないため、第三国の再保険会社への認可そのものについては各加盟国の規制監督当局の判断に委ねられている。

The diagram is titled "保険会社の認可" (Recognition of Insurance Companies) at the top center. It is divided into three main categories, each in a rounded rectangle:

- 財務健全性に係る事項** (Matters relating to financial soundness):
 - ソルベンシー II 指令 (Solvency II Directive):
 - 第三国の同等性 (Equivalence of third countries):
 - ・グループ・ソルベンシーの同等性 (Equivalence of group solvency)
 - ・グループ監督体制の同等性 (Equivalence of group supervision system)
 - ・再保険の監督に関する同等性 (Equivalence regarding supervision of reinsurance)
- 保険契約の提供に係わる事項** (Matters relating to the provision of insurance contracts)
- 個人情報保護に係わる事項** (Matters relating to personal information protection):
 - ガバナンス等・・・ (Governance, etc.)

— 43 —

国内に適用されている EU 法が Brexit 後に効力を失い混乱が生じることを避けるため、大廃止法（Great Repeal Bill）によって、EU 法を英国法に読み替えるという方針を示している。

これは、Brexit 後も当面実質的に EU 法を維持することで激変を緩和するという方針であると同時に、EU との離脱交渉の行方を確認しながら、イギリスの国状に合わない部分は徐々に変更していく方針でもある。

金融規制監督体制についても、将来的にはイギリスが自国の事情に合わせて独自に変更することが見込まれており、保険事業者においてもイギリスと EU 域内の双方で事業を続けるためには、イギリスと EU 双方の当局の規制に従わなければならないというダブル・スタンダードが生じる懸念がある。

a. イギリスの金融サービス業に対する規制監督の枠組

イギリス国内における金融サービス規制は、図表 6 のとおりである。

2000 年金融サービス市場法（FSMA）と、FSMA の具体的な実施法令（Regulated Activities）が定められている。更にこれらの法令に基づいて、イングランド銀行業務規則、健全性監督機構（Prudential Regulatory Authority：以下「PRA」）の業務規則、金融行為規制機構（Financial Conduct Authority：以下「FCA」）の業務規則が、金融機関の活動を直接規制する規則となっている。

これらの国内法制に加えて、EU 加盟国としての EU 指令や、ガイドラインによる規制も存在する。保険業界に関連する EU 指令としては、先に挙げたソルベンシー II 指令と、保険仲介者指令がある。また、ガイドラインとしては、例えば欧州保険・年金監督局（European Insurance and Occupational Pensions Authority：EIOPA）が保険会社のコーポレート・ガバナンスを定めたガイドラインを開示している。

図表 6 イギリス国内における金融サービス関連規制

A	2000 年金融サービス市場法（FSMA）
B	金融サービス市場法に関連する実施法令（Regulated Activities）
C	イングランド銀行業務規則、および FSMA に基づく PRA 業務規則と FCA 業務規則
D	イギリス国内で直接法律として実施される金融関連 EU 指令
E	EBA（銀行）、EIOPA（保険、年金）、ESMA（証券市場）等の欧州規制当局によるガイドライン

（出典：Freshfields Bruckhaus Deringer, “The legal impact of Brexit on UK-based financial services sector” (2017.5) をもとに作成）

b. 保険規制監督体制の変更について

イギリスの金融サービス業界は、秩序ある Brexit のためには早期に EU 法体系をイギリス国内法に取り入れる必要があると考えており、これは大廃止法の方針と一致し

ている。

しかし、**Brexit** はイギリスに規制監督体制を再構築する好機だとする意見もあり、例えば、保険の規制監督体制に関して「ソルベンシー II はイギリスの保険市場の実態にそぐわない」として一定の簡略化を望む声がある。一方で、簡略化した場合どの程度なら同等性が認められるのか分からないため、他の EU 加盟国との間でダブル・スタンダードが生じることも懸念されており、**Brexit** 後のソルベンシー II の扱いについては議論の余地があるとされている。

イギリスの金融規制監督体制全般についても、見直しを求める意見がある。多くの国の金融規制監督体制が、金融サービス業界の「規制」と「育成」を目的としているのに対し、イギリスの金融規制監督体制は規制面に特化しすぎているというもので、**Brexit** 後のイギリス金融サービス業界の発展のため、金融規制監督体制が金融サービス業界の育成面に焦点を当てた活動へと移行していくことを求めている。

(3) 人材の確保

イギリスの金融サービス業界では、東欧を含む欧州大陸で高い教育を受けた人材が多数働いており、彼らの能力は、ロンドンが金融サービスの中心地として高い評価を受ける一因ともなっている。**Brexit** 後もロンドンの高い地位を維持するためには、国際的に幅広く人材を引き付けられる制度の維持が欠かせないと考えられている。

また、金融サービス業界だけでなく、多くの企業が EU 域内の人の移動の自由に依存している。人の移動の自由は EU の中心的原則でもあり、EU 単一市場への参加の条件となっている。ところがイギリス政府は、移民管理を強化しようとしており、イギリス政府の方針とイギリス金融サービス業界の要望には食い違いが見られる。

(4) 既存契約の保護

イギリスと EU 側との間では、離脱交渉と自由貿易協定を並行して進めるか否かで主張がぶつかっている。しかし、自由貿易協定より先に「既存契約の保護」について、できる限り早期に明確な保証を示すべきだという指摘がある。

製品、サービスの提供や金融の安定が途絶えるリスクを下げるため、既存契約の保護、存続を保証することは、イギリス側、EU 側双方の企業の共通の利益となる。

イギリスの金融サービス企業にとっても、他の EU 加盟国の顧客や企業との間で結んでいる既存の契約が維持されることは重要であり、さらに、保険事業に関しては、イギリスの保険会社が **Brexit** 以前に販売した保険契約について、イギリス国内から国境を越えて他の EU 加盟国に対しても証券発行や保険金支払いができるということが保証される必要があるとされている。

現状のままでは、パスポート制度を利用して他の EU 加盟国の保険契約を保有するイギリスの保険会社は、**Brexit** 前に契約を終了させるか、他の EU 加盟国で認可を受

けている保険会社に契約を移転させる必要がある。もし、グループ内に他の EU 加盟国で認可を受けた保険会社がない場合には、自らが直接、他の EU 加盟国で認可を受けるか、契約移転の受け皿となる保険会社を現地に新設することから始めなければならない。

イギリス国内の保険契約を保有する他の EU 加盟国の保険会社についても同様の対応が求められ、これらの影響は、保険会社の戦略を大きく左右する場合がある。

(5) 経過措置期間

イギリスと EU が離脱交渉を終えて新たな関係を再構築し、企業が新たな関係に対応するためには、リスボン条約 50 条で定められた 2 年間という交渉期間では、不十分だという考え方が一般的である。EU からの離脱交渉は難航が予想され、10 年以上の期間が必要だとする論評も少なくない。パスポート制度に代わる手段が何も決まらないまま 2 年後を迎えることが大いに懸念されている。しかしながら、交渉期限の延長には EU 側 27 カ国すべての同意が必要であり現実的ではない。イギリスからの正式な離脱通知があった時点で EU 側も経過措置期間の必要性については認めている。

交渉の早い段階で、影響を緩和するための経過措置期間の設置を示せば、イギリスと、他の EU 加盟国双方の企業にとって共通の利益となる。また、Brexit に伴う各種権利の停止や置換についてイギリスと EU の関係を維持しながら段階的にスムーズに移行する方法を示すことも、必要だと考えられている。

しかし、経過措置期間の意味合いについては、イギリス側が自由貿易協定に向けた段階的移行期間と想定しているのに対して、EU 側はイギリスが EU 加盟国としての権利、義務を維持継続する期間と捉えており、双方の認識は異なっている。

(6) 個人情報の EU 域外移転

イギリスが EU を離脱するのは、2019 年 3 月末以降であるが、EU では 2018 年 5 月に新たな個人情報保護規則である GDPR を導入することとなっている。したがって、イギリスも一旦は GDPR に準拠した体制を整えなければならない。

GDPR は、企業が EU 域外に個人データを移転する行為について、現行の EU データ保護指令(Data Protection Directive)と同様の制限を課す内容となっている。

ただし、GDPR においては、関連規則やデータの域外移転に違反した場合の罰金の額が大幅に増加し、最大で 2,000 万ユーロ（約 25 億 6,000 万円）または、企業の全世界年間売上上げの 4%のいずれか大きい額が課せられる。

Brexit 後のイギリスは第三国とみなされると思われ、域外の第三国に対しては、原則として、次のような条件のいずれかに該当し、監督当局が適切と判断した場合だけ、個人データを移転することができる。

- ① 欧州委員会が、第三国の個人データ保護の水準について基本的に EU 域内の水準と同等であると認める「十分性認定」を行った場合。
- ② 「拘束的企業準則」(Binding Corporate Rules : BCR) や、「標準契約」(Standard Contractual Clauses : SCC) 等、定められた適切な保護措置を講じている場合。
- ③ ①、②以外の場合は例外措置として、顧客がデータの移転に伴うリスクの説明を受けた上で明確に同意している、顧客との契約を実行する上でデータの移転が必要である、重要な公衆の利益に基づいている、またはデータの移転が法律上の問題の検討、防衛、確定等に必要である等のいずれかの要件を満たしていること。

イギリスの企業は現在、EU 域内で個人データの移転や活用を自由に行える環境に依存しており、保険事業者を含む金融サービス企業も同様である。離脱交渉において、欧州委員会が、Brexit 後、第三国となったイギリスに対して十分性認定を与えれば、実質的に現状を維持することができる。

逆に、欧州委員会の十分性認定が得られなければ、上記②または③の対応を講じる必要が生じ、大きな制限を受けることになる。

4. 各国の保険関連機関の対応

欧州の保険事業関連機関は、それぞれの立場から Brexit に対する考え方や要望を表明している。

(1) イギリス保険業界の対応

イギリスの大手保険グループは、多くの場合、既にイギリス以外の EU 加盟国に子会社を保有しており、現地で認可を受けていることから、Brexit 後も当面の事業戦略に大きな影響はないと考えられている。ただし、ABI や BIBA などの業界団体は、パスポート制度の代替手段や、EU 域外も含めた海外からの人材確保への影響を中心に、懸念や要望を表明している。

a. 英国保険協会 (ABI)

ABI は Brexit に対して非常に大きな問題意識を持って深く検討しているものと考えられる。しかしながら、EU 離脱交渉の先行きが不透明な状況が続く中、ウェブサイト等で対外的に開示している情報は多くはない。

国民投票後の 2016 年 9 月のウェブサイト公開情報と、本稿の執筆に当たって 2017 年 5 月に行ったヒアリングの回答とを比較すると、ABI が課題として捉えている項目が変化していることが分かる。

(a) 2016 年 9 月

ABI の協会長 (Director General) Huw Evans 氏は、2016 年 9 月末に ABI のウェブサイト上に“ABI sets out five priorities to ‘make the best Brexit’”と題したコメントを開示している。

Evans 氏は、Brexit を成功させる機会を掴むためには、課題を明確に認識する必要があるとして、保険業界にとって重要な 5 つの課題を列挙している。

- イギリスの金融サービス市場に適合した金融監督体制の確保
- イギリスから EU、EU からイギリスへのパスポート制度の維持
- 個人データおよびその他のデータの取扱いに関する新たな障害が発生することを避けるための、EU データ保護規制との近似性の保持
- 高い技能を持つ従業員を EU 内外から雇用することを可能にする、将来を見据えた移民政策の確立
- インドと中国を中心とした海外の金融規制監督当局との意思疎通、および様々な国際協定合意を注視する姿勢の堅持

この時点では、金融監督体制、パスポート制度、個人データ、人材確保の問題と並んで、Brexit に伴うマイナス影響を穴埋めするために、新興国保険市場との関係を発展させようとの項目も含まれている。

(b) 2017 年 5 月

2017 年に入り、1 月 17 日にメイ首相が EU 離脱に当たっての基本方針を示し、3 月 29 日に EU 離脱を正式に通知した。こういった経緯を経た後の、2017 年 5 月に行ったヒアリングでは、以下のような考え方が示された。

- メイ首相の方針に基づく強硬離脱では、イギリスは EU を離脱すると同時に EU 単一市場の一角をなす立場を失う。これは、強硬離脱の下ではパスポート制度の適用は望めないことを意味する。現状でパスポート制度に依存している保険事業者は、事業継続計画（以下「コンティンジェンシー・プラン」）の策定を始めている。EU 離脱については、何が、いつ、どのように決まるのか分かっていない。また、コンティンジェンシー・プランの策定自体、時間がかかるものであることから、企業は最悪のシナリオに基づいてコンティンジェンシー・プランを立てる必要がある。実際に多くの保険会社が、EU での事業を継続するためにイギリス以外の EU 域内に子会社を設置し始めており、今や、パスポート制度は継続しない前提が一般的になりつつある。

以上を踏まえ、ABI の課題認識は大きく以下の 3 点に集約されている。

- 単一市場とパスポート制度の下で販売された既存保険契約の取扱い
- 将来にわたるイギリス規制監督体制の適切性の確保
- **Brexit** 後に既存の EU 法をイギリス国内法とするための「大廃止法」の内容

また、これらの 3 点とは別に、具体的な懸念事項として以下の 3 点が示された。

- 個人データの移転

現在、イギリスの保険会社は、EU 域内では原則として自由に個人データを移転できる。また、米国との間でもプライバシー・シールド (Privacy Shield) ⁸に基づいて、データの移転を行っている。**Brexit** 後に向けて、代替制度を導入しなければならない。

- 人材の確保 (移民政策)

現在、他の EU 加盟国からイギリスへ、イギリスから他の EU 加盟国へと多くの人材が相互に移住・就業しており、保険会社も他の EU 加盟国からの人材に多くを依存している。移民管理の強化により人の移動が制限されると、保険会社の業務や雇用情勢への影響が懸念される。

- EU 単一市場への参加方法

現段階では、保険業界でもパスポート制度が維持されない可能性が濃厚になっており、パスポート制度消失後の代替手段について検討が必要である。

なお、上記に加え、ソルベンシー II 指令の取扱いについての ABI の認識は、次のとおりである。

- **Brexit** に伴い、独自の規制監督体制や法令体系を持つことができるようになる。しかし、これまでイギリスがソルベンシー II の導入に向けて主導的な立場を取ってきた経緯、イングランド銀行が多くの資源を投入してきた経緯もある。ABI はイギリス保険業界から大規模な変更を求める声は出ていないと認識しており、**Brexit** 後も、ソルベンシー II に準じた規制監督運営がなされると考えている。ABI としては、EU が完全な同等性を認めるだろうと期待している。

このように、ABI としては、ソルベンシー II の変更は必要ないとの立場を採って

⁸ プライバシー・シールドは、EU から米国に所在する企業への個人データの移転を、当該企業が個人データの利用・保存・さらなる移転に関する厳格な保護規則を設定し遵守していることを前提に、認めるもので、欧州委員会によって採択された制度である。

いる。

b. 英国保険ブローカー協会（BIBA）

BIBA は、ほぼすべてのイギリスの保険ブローカーを会員としており、特に中小規模の保険ブローカーの数が多い。その多くが、他の EU 加盟国でも保険仲介業務を行っていることや、他の EU 加盟国に新たな拠点を構えるコスト負担等を問題視しており、できるだけ現在の事業環境を維持できるよう要望している。

(a) BIBA の会員構成

BIBA 会員の規模や事業形態は Aon、Marsh、Willis Towers Watson のような国際的大企業から個人営業の中小事業者まで多岐にわたる。図表 7 は、BIBA 会員保険ブローカーの従業員規模別の分布を示したものである。保険ブローカーの数としては圧倒的に従業員 100 人未満の中小事業者が多いことが分かる。

国際的に活動する大手保険ブローカーは多くの場合、企業顧客の所在地に合わせて子会社や支店を所有しており、EU 域内でも子会社や支店（FoE 方式）によるパスポート制度を併用している。EU 単一市場への参加が制限された場合でも、既存子会社の活用、支店の子会社化等により、EU 単一市場への参加を継続できる。

一方、一般消費者を対象とした事業を行っている従業員が 10 人以下の典型的な家族経営の保険ブローカーが、1,000 社を上回っている。本稿の執筆に当たって BIBA から入手した資料によれば、このような中小の保険ブローカーであっても、取扱い保険契約の約 20%はイギリス以外の EU 市民やイギリス国外の物件を対象とした契約だと見られており、現状、それらの契約は、ほぼすべて FoS 方式のパスポート制度のみによって支えられている。

BIBA は、パスポート制度が失われた場合に大きな影響を受ける中小保険ブローカーを念頭に、イギリス政府への働きかけを行っている。

表 7 BIBA 所属保険ブローカーの規模別分布^(注)

従業員規模（人）	保険ブローカー数（社）	所属従業員の総数（人）
1～5	1,060	3,214
6～9	270	2,021
10～24	310	4,803
25～49	110	3,940
50～99	51	3,407
100 名以上	48	32,243
合計	1,849	49,628

(注) 従業員数は管理部門等を除き直接保険事業に携わる者のみ。

(出典：BIBA より入手した 2017 年 4 月 27 日付資料をもとに作成)

(b) BIBA の要望とイギリス政府への働きかけ

2017 年 1 月に開示された BIBA の公約 (MANIFESTO) では、離脱交渉に向けてのイギリス政府に対する要望が示されている。

現時点では、パスポート制度維持の可能性は低下しつつあると見られる。しかしながら、2017 年 5 月時点においても、BIBA はイギリスの保険ブローカーが EU 単一市場に参加できるよう、政府への働きかけを続けている。

ア. EU 単一市場での自由な取引環境 (パスポート制度と同等の権利の維持)

イギリスは、欧州の損害保険市場をリードする立場にあり、この立場を維持するためには、イギリス政府が Brexit 後もイギリスの保険ブローカーが自由に EU 単一市場に参加できるように交渉を進めることが欠かせない。イギリス政府は、イギリスと EU 単一市場との関係が、世界貿易機関 (WTO) の制度⁹の下で他の第三国と同じ条件しか得られない状況は認められないという立場を明確に示すべきである。世界貿易機関の制度に基づく条件しか得られないような場合、イギリス経済は急速に力を失い、保険業界に対しても短期、長期の両面で影響をおよぼすだろう。

BIBA は、イギリスが EU 単一市場に対して、現在と全く同じ条件での参加を維持することは難しいと認識している。そこで、イギリス政府に対しては、業界単位で交渉を進めることによって、金融サービス業界あるいは保険業界だけでも、EU 単一市場への参加権を維持できるよう交渉することを要望する。

なお、BIBA は、イギリスの保険ブローカーが、他の EU 加盟国で自由に活動できることと同様に、他の EU 加盟国の保険ブローカーが、イギリスで自由に活動できるための支援も行っていく。

イ. 経過措置期間の確保

イギリスの保険ブローカー業界では、保険契約期間を 3 年または 5 年とすることが一般的である。保険契約期間を複数年とすることで、保険料の割引が適用されると同時に、契約者とともに長期的にリスク管理に取り組むことができる。こういった取組により、より適切な内容の保険契約を結ぶことができ、最終的には契約者の利益にも繋がる。しかし、現状では、Brexit に向けて、契約期間が離脱前後を跨ぐような場合に保険契約がどのような扱いになるかが不明であり、この点が大きな問題となっている。不確定要素を避けるため、契約者の一部は既に契約をイギリス以外の EU 加盟国に移し始めている。

保険を含む金融サービス業にとって、取引の安定性は重要な要素であり、政府は可

⁹ WTO (世界貿易機関: World Trade Organization) は、1994 年に設立が合意され、1995 年 1 月 1 日に設立された国際機関である。WTO 協定 (WTO 設立協定及びその附属協定) は、貿易に関連する標準的な国際ルールを定めている。WTO 協定しか適用されない場合、EU 単一市場の参加国同士が相互に優遇し合う貿易環境と比較すると、貿易上の制限が多くなる。

能な限り早期に、**Brexit**に伴う経過措置期間を最低 5 年間は確保するよう、EU 側との合意を目指すべきである。

ウ. 同等性評価

EU 単一市場に参加できない場合、イギリスは第三国として同等性評価の対象となる。しかし、保険仲介業務指令（IMD）や保険販売指令（IDD）には同等性評価が規定されていないため、保険ブローカーは同等性評価の対象にはならない。このため、イギリス政府が個々の EU 加盟国との間で二国間協定を結ぶことによる直接的支援が必要である。

また、**Brexit**後も EU 加盟国とイギリスの間で自由な保険取引を維持するためには、たとえ保険ブローカーが同等性評価の対象にならないとしても、イギリスの規制監督体制と EU の規制監督体制が、少なくとも比較可能な状況を維持し、規制監督体制全体として実質的に同等であることが重要である。

エ. 人材の確保

欧州全域で事業を展開する保険ブローカーは、**Brexit**後もイギリス国籍の従業員が EU 加盟国の事業所で働ける状況を維持するという問題と、EU 側出身の人材をイギリス国内で雇用し続けることができる状況を維持するという問題に直面しており、双方は全く同じ重要度である。

ロンドンの金融市場だけでも、2,400 人以上の高い能力を持つ EU 市民が働いていると言われている。イギリスの保険ブローカー業界も相当数の EU 市民を雇用しており、EU 市民だけで構成する事業部門を抱えているブローカーもある。EU 側出身者の権利が維持されず、雇用が困難になることは、イギリス保険ブローカーにとっても重大な問題となる。

オ. 規制監督体制の再構築

海外投資家が資本の投資先を決めるにあたっては、規制監督体制のあり方が大きな要素となる。イギリスの規制監督当局は、**Brexit**後もイギリスの競争力を高める観点から規制監督体制を再構築する必要がある。

多くの国の多くの産業で、規制監督当局は、規制と育成の両面から産業界を指導する任務を担っている。しかし、イギリスの金融規制監督を担う FCA と PRA は、金融サービス業を育成することは求められておらず、規制監督行為が金融サービス業の競争力に与える影響を考慮するという観点は持っていない。

イギリス政府に対して、FCA がイギリス金融サービス業の国際競争力を考慮して、バランスの取れた規制監督を実施するための法律、あるいはガイダンスを制定すること、FCA 内にイギリス国内向け投資促進部門を設置してイギリス保険市場への新

規資本参入を促進することを求める。

カ. その他

BIBA はイギリス政府に対して、Brexit 後も自動車保険や海外旅行保険で、イギリス、EU 双方の保険契約者の利便性を維持、確保することや、Brexit に伴う不確定要素による為替変動や信用力の変化が企業に与える影響を抑えるための対策を検討するよう要望している。

(2) EU 保険業界の対応

EU 側では、イギリスの保険事業者が EU 単一市場への参加を継続して確保するために EU 加盟国の規制監督当局に認可を求めてきた場合への対応という立場と、EU 加盟国の保険事業者がイギリス国内保険市場への参加を継続するため対策を求めるという立場という 2 つの面から要望が示されている。

a. ドイツ連邦金融監督当庁 (BaFin)

ドイツで金融サービス業全般の規制監督を担う BaFin は、Brexit に向けて、イギリスの保険会社がドイツに子会社を設立し、認可を申請した場合を想定した FAQ をウェブサイト上で公開している。

FAQ には、ドイツにおける保険規制監督に関わる考え方が記載されているが、イギリスの保険事業者の進出を積極的に誘致しようという意図は見えない。

(a) ソルベンシー II

ソルベンシー II 指令に関しては、ドイツに設立したイギリス保険会社の子会社がイギリスの金融監督当局である PRA (健全性監督機構) が承認した内部モデル¹⁰を用いることを希望した場合「内部モデルの承認には、あらためて BaFin の再審査が必要になる」との考え方を示している。PRA での審査過程を示す書類等があれば、それを参考に審査期間を短縮する余地はあるが、再審査自体を省略することはできない。

また、Brexit 後のイギリスを含む第三国の再保険会社がソルベンシー II の要件をすべて満たしている場合については、「当該再保険会社が当該第三国の規制監督制度に基づいて、特にリスク管理面でしっかりした監督を受けている場合は、原則として BaFin が再保険取引を制限することはない」としている。ただし、ドイツの規則では、ドイツの保険会社は、相応のリスクは保有しなければならないので、100%出再する

¹⁰ ソルベンシー II 指令では、保険会社の健全性を判断するために、保険会社の資本量とリスク量を比較して資本量がリスク量を一定の比率以上上回ることが求められている。リスク量を計測するためにはソルベンシー II 指令で定められた「標準フォーミュラ」を用いる方法と、保険会社内部で独自に開発した「内部モデル」を用いる方法がある。資本量とリスク量を比較する際には「内部モデル」を用いる方が有利な結果が得られるが、「内部モデル」は保険監督当局のテストを受け承認を得る必要がある。

ことには問題がある。

なお、最終的には事例が発生した時点で、関係国すべての規制監督当局の判断を調整した上で決定することになる。

(b) 管理部門業務等のイギリスへ外部委託

イギリスが強硬離脱を選択した場合、もはや EU 加盟国や EEA 所属国として EU 単一市場に参加することはできず、第三国として扱われることになる。その場合、いくつかのイギリスの保険会社がドイツ国内に子会社を設立することになるだろう。そして、その業務の大部分が、イギリスの親会社、あるいは、イギリスの代行サービス提供事業者へ外部委託されることになるだろう。

これは、適正な業務管理が行われている限り法律上は許されていることであり、規制監督当局としても受け入れざるを得ないと考えている。保険事業者が、事務リスク面での分析をしっかりと行っていれば、広い業務範囲にわたって外部委託を選択することは可能である。

ただし、保険事業者が外部委託するすべての組織機能や保険事業活動は、BaFin によるモニタリングの対象になる。BaFin は、自由に外部委託情報を閲覧し、また、必要に応じて代行サービス提供事業者の事業施設にも訪問・検査を行う。したがって、BaFin が当該代行サービス提供事業者をモニターし監督する権限を行使できるよう保証が得られなければならない。

以上より、保険事業者が、重要な組織機能や保険事業に関する活動を外部委託する場合は、BaFin に通知しなければならない¹¹。特に、外部委託している組織機能や保険事業に関する活動、代行サービス提供事業者の施設に関する情報について、代行サービス提供事業者側であるイギリスの規制監督当局や、イギリス国内法が、BaFin による訪問・検査を制限できないということが保証されなければならない。

(c) 経営者層の国籍に関する制限

業務執行機能を担うマネジメント・ボードのメンバーや、実質的に事業を運営する上級管理職が、ドイツの居住者でなければならないといった具体的な規制監督上の定めはない。むしろ、重要なのは、経営者層に属する人物が、規制監督上の要件に沿って適切に事業を運営していることが確認できるかどうかである。

ただし、BaFin は、ペーパー・カンパニー保険会社の設立を防ぎたいとも考えており、特に実際に事業を運営する上級管理職に関しては、しかるべき比率でドイツに居住している必要があると考えている。詳細については、認可審査の過程で明らかになるだろう。

¹¹ 保険監督法 (VAG) 47 条 8

b. 欧州保険仲介業連盟（BIPAR）

BIPAR は、欧州の保険仲介業務事業者（ブローカー、代理店）の連盟組織である。2017 年 5 月現在、30 カ国¹²の 53 の団体が所属している。BIPAR の第一の目標は、欧州の規制監督体制が、保険仲介業務事業者にとって活動しやすい状況となるよう働きかけることである。また同時に、適正な競争環境、契約者保護、保険市場の健全性維持等も目標としている。

BIPAR は Brexit に関連してイギリスの保険ブローカー協会 BIBA とも連携しており、Brexit 後もイギリス国内での自由な取引環境の維持を求めて、以下のような見解を示している。

○ BIPAR の正式見解

BIPAR は、会員である保険・金融仲介業務事業者（以下「保険ブローカー等」）、およびそれらの顧客の利益のため、開かれた保険市場、金融市場の維持を強く支持している。

保険ブローカー等の顧客の業務は、多くの場合、欧州全域あるいは全世界にまたがるリスクや投資を対象としている。このため、保険ブローカー等も EU 域内および域外を通じて、国境を越えて保険・金融取引を仲介する能力が必要である。

保険ブローカー等は、自国で正式に規制監督を受けていれば、国境を越えて、他国の顧客にも保険、金融商品を提供する資格が認められるよう望んでいる。

現在、多くの保険ブローカー等が、EU 域内および EEA 域内でパスポート制度の恩恵を受けており、この広範囲にわたる自由な取引環境によって EU は世界でも重要性の高い保険・金融市場としての地位を維持している。

イギリスは、世界第 3 位の保険市場を擁して、世界の中での EU 保険市場の地位の維持に貢献しているが、イギリスがそのような役割を担える背景には、EU 域内各国と自由に保険・金融の相互取引を行える環境がある。この国境を越えた自由な相互取引は、EU 全域および全世界から市場に参加している保険ブローカー等によって支えられている。

EU の総合的な保険・金融仲介業務のノウハウと資本力は、世界的に評価されているが、現在の状況は EU 市場、イギリス市場双方が、自由な保険・金融仲介業務の能力を失うリスクに直面している。

BIPAR は、保険仲介業務の分野で最低限次のような規制緩和を求める。いずれの場合においても、保険ブローカー、保険代理店に対する規制緩和の水準は、最低限、保険会社に対する規制緩和と同水準でなければならない。

¹² アイルランド、イギリス、イスラエル、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、チェコ共和国、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、リトアニア、ルクセンブルグ、ルーマニア、レバノン

- ・保険ブローカー、保険代理店は、すべての国において、巨大リスク、企業保険、海上保険、航空保険、運送保険そして再保険の仲介を行えるものとする。
- ・保険ブローカー、保険代理店は、区別なく自国の市場管理制度の下で設立を認められる権利を持つものとする。

このように、EU 側の保険業界からも、**Brexit** に際しては、パスポート制度に相当する効果のある代替制度を求める意見が出されている。

c. ミュンヘン再保険会社

個別に **Brexit** の影響について見解を開示している保険会社は少ない。ミュンヘン再保険会社（Munich Re）も自社への影響や、対応方針、政府への要望といった面については開示していないが、客観的な立場から、**Brexit** が欧州経済や保険会社に与える影響について、幾つかの分析資料を開示している。それらの概要は以下のとおりである。

○ **Brexit** が欧州の政治、経済に与える影響

政治的にも経済的にも、イギリス、EU の双方が長期的な悪影響に晒されるであろう。特にイギリス側は、スコットランドで「独立と EU 残留」を求める意見があることや、北アイルランドで「EU 離脱後もアイルランド共和国国境開放の維持」を求める意見があることなど、政治と経済が複雑に関係する問題を抱えている。国民投票直後の為替変動や株価下落からは回復したように見えるが、長期的に見るとイギリスは EU より大きな経済的悪影響を受けると考えられる。

EU 側については、当初は EU 離脱の連鎖が懸念されていた。また、離脱の連鎖が一定収まった現在でも、国際政治の中で存在感が高いイギリスを失うということの政治的な影響は大きい。

○ 保険業界への影響

イギリスの保険会社は、当面、株価下落の影響で資産運用収益が悪化するであろう。収益力の低下は潜在的にソルベンシー比率の悪化要因ともなる。また、ポンド安によるインフレ率の上昇は、イギリス国内保険市場の保険料引上げにも繋がり、経済成長が鈍化する中では、保険料収入に悪影響が出るだろう。

EU 加盟国で行っている保険事業のうち家計分野については、各国消費者の言語の問題などから、既に EU 加盟国ごとに子会社を設け、規制監督当局の認可を受けて進められている場合が多い。ただし、企業分野や再保険の分野では、各国規制監督当局の考え方やパスポート制度の行方が懸念事項である。EU 側の保険会社もイギリス側保険会社との連携を保つ上で、双方、同一の競争条件が保たれるよう望んでいる。

○ 移民管理強化の影響

イギリスの場合、東欧 EU 加盟国からの比較的職業技能の高い人々の移民が多い。

移民管理の強化は単純労働力の供給不足というより、高技能者の不足に繋がると考えられる。特に金融サービス業では、高技能者の不足が深刻になるだろう。

以上のように、ミュンヘン再保険会社の見方も、パスポート制度や移民管理の強化に焦点が当てられている。また、特に経済環境の悪化によるイギリス経済や保険会社の業績に対する懸念に触れている点が注目される。

5. 保険事業者の分類ごとの影響

保険事業者への Brexit の影響は、大きく見た場合、拠点政策、保険契約提供の方法、主要顧客の所在地等により分類できる。分類ごとに影響をまとめる。

(1) イギリスに本社機能を置き、パスポート制度に依存している保険事業者

本社機能をイギリス国内に置き、イギリスの規制監督当局の認可を得たことを拠所として他の EU 加盟国へ保険契約を提供している場合、FoS 方式、FoE 方式のいずれか、または双方のパスポート制度に依存していることになる。

他の EU 加盟国に支店を持たず、イギリスから FoS 方式でサービスを提供している保険事業者の場合、Brexit 後も保険契約の提供を続けるためには、直接現地 EU 加盟国規制監督当局に認可を求めることとなる。EU 加盟国ごとに認可を受ける方法もあるが、新たに子会社を設立する、あるいは、本拠をいずれかの EU 加盟国に移転することで、あらためて EU 加盟国の保険事業者としての認可を受ければ、パスポート制度を利用することが可能になる。ただし、そのためには、実際にその国に資本金を投資して、実態のある会社組織とする必要がある。

FoE 方式については、現在イギリスの保険事業者の支店は、支店が所在する EU 加盟国の顧客と同様に、他 EU 加盟国の顧客にもサービスを提供することができる。

EU が Brexit 後も現在の規制監督体制を維持すると仮定すれば、第三国となったイギリスの保険事業者が EU 加盟国に支店を設置し、当該国での認可を受けても、その支店が保険契約を提供できるのは、支店が所在する EU 加盟国の顧客のみに限定される。

EU 加盟国間で国境を越えて展開している顧客企業に保険契約を提供しているイギリスの保険事業者の中には、Brexit を契機として、パスポート制度の消失に備えた対策を検討し始めている者もある。

実際に Lloyd's はブリュッセルに、Hiscox はルクセンブルグに子会社を設立することを開示している。さらに第三国の米国でも大手 AIG がルクセンブルグに新たなグループ会社を設立して欧州本部をロンドンから移すことを計画しているほか、ヴァージニア州リッチモンドに本社を置く保険会社 Markel もロンドンの欧州本部に加えてミュンヘンにグループ会社を設立すると発表している。

EU 離脱交渉に先行して人や事業を移転することには、高い費用が掛かる。また、交渉の行方によってはパスポート制度に代わるなんらかの対応策が講じられ、費用が無駄になるリスクもある。しかしこれらの企業は、一時的に高い費用を払ってでも離脱交渉の結果に左右されない事業戦略を選択している。

イングランド銀行は金融機関各社に Brexit 後のコンティンジェンシー・プランの提出を求めているが、EU 加盟国にグループ会社を持たない中小保険事業者や金融機関も多いと見られる。パスポート制度を失い、代替制度が提供されない場合、Brexit 後にイギリスから直接国境を越えて新たに保険サービスを提供することは不可能になる。中小の保険事業者が多い保険ブローカー等イギリスでしか認可を受けていない保険事業者は、Brexit 後も事業を継続する場合、厳しい対応を迫られるだろう。

(2) 他の EU 加盟国に子会社を持つ保険事業者

イギリスの保険事業者および第三国の保険事業者が、他の EU 加盟国の顧客に保険契約を提供するため、既に他の EU 加盟国に子会社を持って認可を受けている場合は、Brexit 後も既存のパスポート制度を活用することができる。子会社が FoS 方式で国境を越えてさらに別の EU 加盟国に保険契約を提供することもできるし、FoE 方式で EU 加盟国ごとに支店を設けることもできる。

Brexit でパスポート制度が問題になる以前から、既にいくつかの事例があり、その中には、イギリスの親会社から EU 側子会社への人の移動や現地での雇用が行われている事例や、ひとつの事業部門自体がイギリス親会社から EU 加盟国の子会社に移されている事例などがある。

2016年6月の国民投票直後の分析レポート等¹³でも、既に欧州大陸に子会社を持ち、現地で保険事業の認可を受けている保険事業者は、基本的には、EU 域内においても従来どおりの活動を続けられるという見通しが示されていた。

例えば、Aviva は、2016 年の年次報告書の中で Brexit について以下のように記載している¹⁴。

○ Aviva 取締役会議長のコメント

EU に関する国民投票の結果はイギリス市場にとって深刻な不安定要因となっている。しかしながら、Brexit は Aviva の業務に大きな影響を与えるものではない。我々の事業の大部分は地域ごとに現地の規制監督を受けており、当社の事業のうち EU 域内で自由に活動するためのパスポート制度に依存している部分は限定されて

¹³ Marsh & McLennan Companise, “BREXIT AND INSURANCE THE NEED TO PLAN AHEAD” (2016)

¹⁴ しかしながら Aviva についても、2017 年 5 月付けで、アイルランドに所在する支店を、子会社化する方針を示している。アイルランドに関しては、イギリスとの間に、歴史的、政治的に複雑な経緯もあるため、手厚い対応を選んだと伝えられている。

いる。

ただし、勿論当社は考えうる限りの状況の悪化に対するコンティンジェンシー・プランを策定して事業への影響に備えている。

○ Aviva リスク管理委員会のコメント

リスク管理委員会は、既に 2016 年 3 月の時点で Brexit のリスクがグループに与える影響の詳細な分析を行っていた。さらに国民投票実施を控えて、事務リスクや金融市場への影響を考慮したコンティンジェンシー・プランを作成させ、新たな状況も認識していた。このコンティンジェンシー・プランには中程度の金融市場環境の悪化シナリオが含まれている。

国民投票の結果を受けて、リスク管理委員会は経営計画を見直し、強硬離脱となった場合の経営への影響を分析した。そこでは特に、パスポート制度の消失の影響を注意深く分析している。

2017 年に入っても Brexit の先行きは不透明な状況が続いているが、グループ内の各社は、それぞれ適切な地域に登録して規制を遵守しており、業務への影響は限定的だと考えている。リスク管理委員会は今後も新たな情報を加えた報告を受けて、Brexit による影響を監視していく。

イギリスの大手保険事業者にとっては、現状、パスポート制度の利用は最低限の範囲に抑えられているため、Brexit の影響は和らげられている。また、特に生命保険の分野では、保険契約は EU 加盟各国で認可を受けた子会社によって販売されており、各国ごとの規制監督を受けている場合が多い。

(3) 他の EU 加盟国の保険事業者がイギリスで保険契約を提供している場合

現在もイギリスで保険契約を提供している他の EU 加盟国の保険事業者が存在し、中にはイギリスに支店を持っている場合もある。

パスポート制度を利用してイギリスに進出している EU 加盟国の保険会社もまた、将来イギリスで事業を続けるための方法を検討する必要がある。イギリス政府が EU 単一市場への参加と引換に、こういった他の EU 加盟国の保険事業者やその支店に対して認可を与える可能性もあるが、そうでなければ、イギリス国内に別途保険子会社を設立する必要があるだろう。

EU 加盟国の保険事業者は、パスポート制度消失を機会に、イギリスで認可を受けてイギリスでの事業を継続するか、イギリスでの事業の見直しを行う必要がある。

6. わが国を含む第三国の保険会社

現在、わが国や米国など EU から見て第三国にあたる国の保険会社の多くは、欧州保

險市場の中心であるイギリス、ロンドンで認可を受けている。**Brexit** 後もパスポート制度を利用するためには、他の EU 加盟国に子会社を設立して当該 EU 加盟国の規制監督当局の認可を受ける必要がある。ただし、既に他の EU 加盟国に子会社を設けている会社もあり、また、支店がある場合は、支店を子会社化することで、パスポート制度を利用することができる。実際に、ドイツやルクセンブルグに新たな拠点を設ける米国保険会社も出てきており、第三国の保険会社が従来の欧州事業を維持するための手立ては示されている。

しかしながら、イギリスの政治的混乱等により、EU との交渉がまとまらないまま離脱に向かう可能性が否定できなくなっている現在、イギリスでは既にポンド安によるインフレと国内需要の低下が指摘されている。比較的好調だった経済が悪化する可能性が出てきた。離脱交渉の中で、期待される成果が得られずイギリスと他の EU 加盟国との間の貿易に関する課税、費用、時間等、サプライ・チェーン維持の特権を失えば、多くの企業がイギリスを離れ、空洞化が進む可能性もある。

EU 側は比較的安定しているともいえるが、イギリスを失うことの影響は無視できない。特に、現在は金融サービス業の中心であるロンドンが EU から切り離されること、また、将来ロンドンが求心力を弱める可能性があることによる欧州金融市場全体への影響は大きいだろう。

欧州全体の経済が低迷すれば、欧州保険市場自体が縮小する可能性や、保険会社の顧客企業が欧州戦略を変更する可能性も出てくる。顧客企業がイギリスから移転する、あるいは欧州戦略を見直すことになった場合には、第三国の保険会社としても影響を受けることになる。

7. おわりに

イギリスでは 6 月 8 日の総選挙で強硬離脱派であるメイ首相の保守党が議席を減らし過半数割れとなった。保守党内での意見の対立が表面化して強硬離脱の方針が穏健離脱の方針に傾くのではないかとの見方も出ている。イギリス国内では、強硬離脱から穏健離脱に傾くことを、EU の方針に近づくことと捉える傾向があり、穏健離脱の方が離脱交渉が進め易くなるのではないかとの見方もある。しかし、EU 法制の維持や移民管理の強化を撤回するといった譲歩案と引き換えに EU 単一市場への参加を模索するという穏健離脱は、実際には強硬離脱より遥かに複雑な条件を処理、調整しなければならない。

また、EU 側から見れば、既に離脱通知を受理している以上、イギリスの離脱は既定路線であり譲歩する理由はないとの見方が多い。

こうした中、イギリスと EU は 6 月 19 日から離脱交渉を開始した。しかし、1 回目は、双方が、今後の交渉の進め方についての従来からの主張を確認し合ったのみで終了した。1 回目の交渉直後にメイ首相が EU 首脳会談に出席し、イギリスにおける EU 市

民の権利を確保する方針を示したが、総選挙後、下院の信任を受けていない状態だったメイ首相は、それ以上踏み込んだ発言はできなかった。

一方で、EU 側はイギリスの国内事情に係わらず実務的な準備を進めており、ロンドンに所在する EU 施設の移転先の検討等を始めている。現状では、離脱交渉の行方はイギリスに不利な状況に傾きつつあるように見える。

当面は、ドイツの連邦議会選挙が終わる 9 月までは、双方とも具体的な交渉を積極的に進めることはできないだろう。ただし、ドイツの連邦議会選挙後には、一気に EU 側の動きが早まる可能性が高い。焦点となる単一市場のパスポート制度の扱いを中心に、移民管理の強化や経過措置期間の設置等については、今後も注意深く見守る必要があるだろう。

イギリスの保険会社に関しては、従来から各 EU 加盟国ごとに子会社を設置して、現地規制監督当局による認可を受けしている場合が多いため短期的には大きな影響は受けないと見込まれている。しかし、中長期的には、イギリスの経済環境が悪化する可能性が指摘されている。イギリスの経済環境の悪化が、欧州全体に影響する可能性もある。

Brexit が欧州保険市場に与える直接的な影響と合わせて、中長期的な欧州経済全体の動向が顧客企業の業績を通して保険業界に与える間接的な影響についても注視していく必要があるだろう。

<参考資料>

- ・伊藤さゆり「英国政府の要望を退けた欧州連合（EU）の離脱交渉方針」年金ストラテジー（Vol.252）（ニッセイ基礎研究所、2017.6）
- ・伊藤さゆり「英国の EU 離脱とロンドン国際金融センターの未来」基礎研レポート（ニッセイ基礎研究所、2017.5.10）
- ・伊藤さゆり「英国の EU 離脱とロンドン国際金融センターの未来」基礎研レポート（ニッセイ基礎研究所、2017.3.31）
- ・伊藤さゆり「極右・ポピュリスト政党躍進も、「EU 離脱ドミノ」は杞憂」金融財政事情（2017.1.16）
- ・エマニュエル・ドット（堀茂樹訳）『問題は英国ではない、EU なのだ 21 世紀の新・国家論』（文藝春秋、2016.10）
- ・外務省「英国及び EU への日本からのメッセージ」（2016.9.1）
- ・損害保険事業総合研究所『ソルベンシー II 枠組指令に関する調査研究（解説編）』（2011.3）
- ・大和総研「英国議会解散総選挙とメイ首相の思惑－ブレグジットのレジーム・チェンジとなるか？」（2017.4.20）
- ・田中理「2017 年の欧州政治を展望する－押し寄せるポピュリズムの波－」資本市場（No.378）（2017.2）
- ・中村亮一「Brexit を踏まえた保険会社の拠点移転等を巡る動きについて－英国パスポート権の喪失を見据えた保険会社及び監督当局の対応－」基礎研レター2017 年 5 月 22 日発行（ニッセイ基礎研究所、2017.5）
- ・中村亮一「英国の EU 離脱（Brexit）は英国の保険会社にどのような影響を与えるのか－財務面・監督規制への影響を中心に－」保険・年金フォーカス 2016 年 6 月 29 日発行（ニッセイ基礎研究所、2016.6）
- ・水越秀一「欧州主要国におけるソルベンシー II 導入準備の状況」損保総研レポート第 113 号（損害保険事業総合研究所、2015.10）
- ・Association of British Insurers,“ABI sets out five priorities to ‘make the best of Brexit’”(2016.9.30)
- ・Association of British Insurers,“Insurers call on Government to ‘refine not replace’ Solvency II”（2016.11.17）
- ・Aviva,“Annual report and accounts 2016”(2017.3)
- ・British Insurance Brokers’ Association,“MANIFESTO 2017”(2017.1)
- ・Carsten Prussog = Michael Menhart,“Where do we stand now and how are things likely to progress from here?” Munich Re BREXIT Update (2016.10.26)
- ・David Worsfold,“All aboard the Brexit rollercoaster: What effect would a hard Brexit have on the industry – and can it be avoided?” Insurance Post (2016.12)
- ・Deloitte,“Brexit: What now for US insurers?” CloserLook (2016.6.30)
- ・Dla Piper,“Article 50 : What comes next for insurers?”(2017.3.29)
- ・Freshfields Bruckhaus Deringer,“The legal impact of Brexit on UK-based financial services sector”

(2017.5)

- ・ Gov.UK, “The government’s negotiating objectives for exiting the EU: PM speech”(2017.1.17)
- ・ Ivor Edwards, “UK Insurers Hope for Quick Progress In Building Post-Brexit Trade Relations” Best Week (2017.4.3)
- ・ Heike Wenget = Oliver Büsse, “BREXIT Update” Munich Re Economic Research (2016.10.18)
- ・ House of Lords, European Union Committee, “Brexit: financial services”(2016.12.15)
- ・ Marsh & McLennan Companise, “BREXIT AND INSURANCE THE NEED TO PLAN AHEAD” (2016)
- ・ Oliver Ralph, “Insurers warnd of risks to not completing Brexit plans” Financial Times (2017.2.20)
- ・ Tom Fairless, “Banks moving to EU could need a year to get license-ECB” Financial News (2017.4.11)

<参考サイト>

- ・ イギリス政府 <https://www.gov.uk/>
- ・ 外務省 <http://www.mofa.go.jp/>
- ・ 駐日 EU 代表部ウェブマガジン <https://eumag.jp/>
- ・ ニッセイ基礎研究所 <http://www.nli-research.co.jp/>
- ・ 日本貿易振興機構（ジェトロ） <https://www.jetro.go.jp/>
- ・ AIG <http://www.aig.com/>
- ・ Association of British Insurers (ABI) <https://www.abi.org.uk/>
- ・ Aviva <http://www.aviva.com/>
- ・ Bank of England <http://www.bankofengland.co.uk>
- ・ BBC <http://www.bbc.com/>
- ・ Bloomberg 日本版 <https://www.bloomberg.co.jp/>
- ・ British Insurance Brokers’ Association (BIBA) <https://www.biba.org.uk/>
- ・ Business Wire [http://www.businesswire.com /](http://www.businesswire.com/)
- ・ Dla Piper <https://www.diapiper.com/>
- ・ European Federation of Insurance Intermediaries (BIPAR) <http://www.bipar.eu/>
- ・ Federal Financial Suoervisory Authority (BaFin) <https://www.bafin.de/>
- ・ Financial Conduct Authority (FCA) <https://www.fca.org.uk/>
- ・ Financial News <https://www.fnlondon.com/>
- ・ Financial Times <https://www.ft.com/>
- ・ German Insurance Association (GDV) <http://www.en.gdv.de/>
- ・ Independent <http://www.independent.co.uk/>
- ・ Insurance Business <http://www.insurancebusinessmag.com/>

- Lloyd's <https://www.lloyds.com/>
- Markel <http://www.markelcorp.com/>
- Marsh & McLennan Companies <http://www.mmc.com/>
- Munich Re <https://www.munichre.com/>
- Norton Rose Fulbright <http://www.nortonrosefulbright.com/>
- Prudential Regulation Authority (PRA) <http://www.bankofengland.co.uk/pru/>
- PwC <http://www.pwc.com>
- The City UK <https://www.thecityuk.com/>
- The Guardian <https://www.theguardian.com/>
- The Lisbon Treaty <http://www.lisbon-treaty.org/>
- The Wall Street Journal 日本版 [http://jp.wsj.com /](http://jp.wsj.com/)